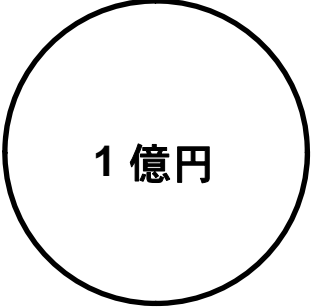
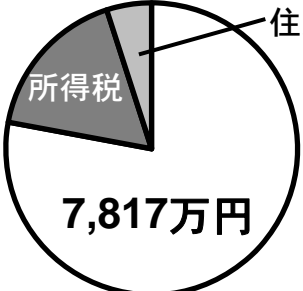
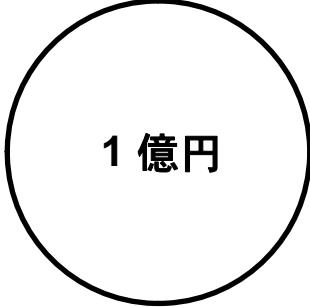


## 宝くじ・公営競技・サッカーくじの実効還元率

	宝くじ	公営競技 (地方競馬、競艇、競輪、オートレース)	サッカーくじ
<b>当せん金率 (A)</b>	<b>45.7 %</b> 売上 1兆419億円 当せん金 4,758億円	<b>74.8 %</b> 売上 2兆2,492億円 払戻金 1兆6,814億円	<b>49.6 %</b> 売上 905億円 払戻金 449億円
<b>1億円当選時の受取額 (還元率) (B)</b>	 <b>1億円</b> <b>100 %</b>	 <b>7,817万円</b> <b>78.2 %</b>	 <b>1億円</b> <b>100 %</b>
	当せん金付証票の当せん金品については、所得税を課さない。 (当せん金付証票法第13条)	課税標準(一時所得) (1億円-100万円(必要経費=当たり馬券購入費)-50万円(特別控除額))×1/2=4,925万円 〔 所得税(累進税率) 1,690万円 住民税(10%) 493万円	払戻金については、所得税を課さない。(スポーツ振興投票の実施等に関する法律第16条)
<b>実効還元率 (A)×(B)</b>	<b>45.7 %</b>	<b>58.5 %</b>	<b>49.6 %</b>

注) 1. 宝くじはみずほ銀行調べ、公営競技は各施行者協議会調べ、サッカーくじは(財)日本スポーツ振興センター決算による。  
2. いずれもH20年度数値。

※ 公営競技は、1日に複数レース行われており、例えば3レース賭けると、その期待値は宝くじの当せん金率を下回る。  
 $75\% \times 75\% \times 75\% = 42.2\% < 45.7\%$

## 宝くじと公営競技との比較

	宝くじ	公営競技			
		競艇	競輪	オートレース	競馬
法律	当せん金付証票法	モーターボート競走法	自転車競技法	小型自動車競走法	競馬法
法の目的・趣旨	地方財政資金の調達  (法第1条)	1 船舶産業の振興 2 公益の増進 3 地方財政の改善  (法第1条)	1 機械産業の振興 2 公益の増進 3 地方財政の健全化  (法第1条)	1 機械産業の振興 2 公益の増進 3 地方財政の健全化  (法第1条)	畜産の振興  ( - )
払戻金	発売総額の 100分の50以内  (法第5条)	売上金の 100分の75～80間で 施行者が設定  (法第15条)	売上金の 100分の75以上で 施行者が設定  (法第12条)	売上金の 100分の75以上で 施行者が設定  (法第16条)	売得金の 100分の73.8～82 (勝馬への投票金額により変動)  (法第7条)
払戻率	45.7%	74.8%	75.0%	74.8%	74.1%
売上金 (払戻金)	1兆419億円 (4,758億円)	9,772億円 (7,310億円)	7,913億円 (5,935億円)	1,049億円 (785億円)	3,757億円 (2,784億円)

※ 払戻率、売上金及び払戻金については、平成20年度実績(宝くじは受託銀行調べ、公営競技は各施行者協議会調べ)。

※ 競艇及びオートレースの払戻率については、払戻金の時効等により法律上の払戻率の規定と一致しない。